はあらず、如何にとなれば、星官用る所の垂樣球儀は、球の往來、晝夜或は六七萬行、南北線をもて、日中に測るに、其日の寒暖乾濕によりて、或三四行、或ハ五七行の小差を免れず、況や此小物にして、發條及び毫鐵の寒暖に感じ易きものをや、近來、舶來の氣候儀に毫鐵をもて寒暖を驗するものあり、證すべし、但西洋の舶師、航海測量に舶中垂搖球儀を置こと能ざるによりて、三針の時辰儀俗に秒指といふを用ゆ、其製最も精妙にして、測量の用に充るに足る、然ども敢て天行一周の密合を要せず、其要する所、測量家の識る所なれば略す、況や自餘の玩物をや、世俗其情を解せずして、往々猥に盤面の表を本邦に改造するものあり、舍て論ぜず、

〔漂客見聞錄上〕無人島江漂流仕候後アメリカ船江被助上候土佐國之者三人口書○中略

一、万次郎義、外國逗留中、稼溜候銀錢を以、所々ニ而調物致し候は、全く不自由無之爲に御座候得共、懷砲鹽硝のヒストン貳、袖○時計○買取候次第御尋請、○中略袂○時計○の義は、日本江歸國の念相發、私日本土州出生之處抔には、所持致し候者覺不申、珍敷品に付、持歸り爲見度、且又船中辨利之品に有之、ヌベットホヲル抔ニ而者、子供迄も所持致候間、私オアホに同船致シ、乘合之內商ひ船方之宿より買取候義ニ御座候、

〔五雜組二天〕西僧琍瑪竇有自鳴鐘、中設機關、每遇一時輒鳴、如此經歲、無頃刻差訛也、亦神矣、今占候家、時多不正、至於選擇吉時、作事臨期、但以臆斷耳、烈日中尙有圭表可測、陰夜之時所憑者漏也、而漏已不正矣、況於山村中無漏可考哉、故知興作及推祿命者、十九不得其眞也、余於辛亥春得一子、夜半大風雪中、禁漏無聲、行人斷絕、安能定其爲何時、余○肇謝制固不信祿命者、付之而已、

〔大內義隆記〕都督在世ノ間ヨリ、石見ノ國大田ノ郡ニハ、銀山ノ出來ツヽ、寶ノ山トナリケレバ、異朝ヨリハ、是ヲ聞、唐土、天竺、高麗ノ船ヲ數々渡シツヽ、天竺仁ノ送物、樣々ノ其中ニ、十二時ヲ司ルニ、夜ル晝ノ長短ヲチガヘズ、響鐘ノ聲ト十三ノ琴ノ絲、ヒカザルニ五調子十二調子ヲ吟ズルト、老眼ノアザヤカニミユル鏡ノカゲナレバ、程遠ケレドモ、クモリナキ鏡モ二面候ヘバ、カヽル不